

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名	神奈川県立青少年センター条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 11 号	法 規 集	第 4 編第 2 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	県民部青少年課		
条 例 の 概 要	神奈川県立青少年センター（以下「青少年センター」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも必要 な条 例 か。 ）	青少年センターは、青少年の健全な育成を図り、あわせて県民の教養の向上に資するための施設であり、現在でも設置する必要がある。 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、青少年センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内容 で課題が解 決 でき る か。 ）	青少年センターは、(1)青少年指導者の育成、(2)青少年の相談等支援、(3)青少年の科学体験活動の促進支援、(4)舞台芸術活動への支援の 4 つの柱を軸に取り組んでおり、青少年の健全育成及び県民の教養の向上に有効に機能している。	利用者数 平成 20 年度 213,439 人 平成 19 年度 227,639 人
	効率性 （ 現行の内容 で効率的と いえるか。 ）	警備や各種設備の管理業務を委託しており、効率的な運営が行われている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基本的な方針に適合しているか。 ）	青少年の健全な育成を図るための拠点施設である当施設は、「青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくり」を掲げる「神奈川力構想・実施計画」に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法令に抵触しないか。 ）	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項 今後、「県立青少年施設のあり方検討会」の報告を踏まえ、指定管理者制度の導入などの検討を行う。
	次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無
			有 無